「新潟市自治会等防犯灯補助金交付要綱」事務取扱要領

1 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市自治会等防犯灯補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

2 要綱の実施連用に必要な説明および留意事項	
項目等	説明
第1条 趣旨 自治会・町内会又はその連合組織、地域コミュニティ協議会	
第2条 用語の定義 環境配慮型防犯灯	 光源の寿命が概ね40,000時間以上であり、かつ電力会社との契約において同等の明るさの蛍光灯又は水銀灯より電気料金が低額の料金区分となる防犯灯をいう。 具体的にはLED灯が考えられるが、その他の光源についても、上記の条件に当てはまる場合は環境配慮型とみなして補助することができる。
第3条 補助金の交付	
第4条 交付の対象	 要綱第4条第1項表中2に関連して、既設の防犯灯等の移設や、寄附等により無償で入手した灯具などの設置などであっても、補助対象とすることができる。ただし、見積書により、これら移設や設置に係る費用が新設・取替と同額程度の費用と確認できる場合に限る。 移設については統計処理上、取替として扱う。
第5条 補助金の額 補助対象経費	・ 設置補助の対象経費は器具代及び取り付けに要する諸経費としているため、防犯灯として必要ではない機能(独自デザインに係る費用など)は対象外となる。
1灯当たり	・ 補助金額は、1灯ごとにそれぞれのワット数の単価に12を乗じて1灯当たりの電気料金を算出する。
廃止	ただし、環境配慮型以外の防犯灯については、6を乗じて1灯当たりの電気料金を算出する。 ・ 廃止LED灯は当該年度1年間の支払実績の有無により判断するものとし、そのため3月中 に撤去を行った場合でも3月分電気料の支払実績があれば廃止とみなさない。
第6条 交付申請	・ 申請に係る書類の様式については、市長が別に定める。
防犯灯設置	・ 防犯灯の設置と防犯灯専用柱の設置は、まとめて1組の書類によって申請することができる。
工事見積書	・ 工事見積書は、防犯灯1灯又は専用柱1本ごとの金額が確認できるものでなければならない。
設置場所略図	・ 自治会等が独自に作成した図でも、住宅明細図等に記載したものでもよい。
その他市長が必要と認める書類	・ 申請内容の審査及び調査等に際し、要綱に列挙する書類だけでは判断ができない場合、市長 は自治会等に追加で書類の提出を求めることができる。具体的な場合や添付書類の例示は以下

防犯灯電気料

灯数と電気料金の確認できる書類の写し その他市長が必要と認める書類

第7条 交付決定及び通知

第8条 実績報告

設置完了証明書又は領収書の写し その他市長が必要と認める書類

第9条 額の確定等

第10条 防犯灯電気料に係る実績報告書の取り扱い 第11条 その他

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

のとおりであるが、自治会等の負担を考慮し、追加での書類提出は必要最低限に留めなくてはならない。

- ・新設又は統合分離した自治会等として申請する場合……新しい団体の規約等、役員名簿
- ・連合組織として申請する場合……連合組織の規約等、役員名簿
- ・専用柱を新設する場合……設置箇所の地権者の同意書・許可書
- ・農地等に隣接する場合……利害関係者の同意書・許可書
- ・ 電力会社が発行する明細書や自治会等が作成した管理防犯灯一覧表や設置場所略図などをい う。
- ・ 防犯灯設置の場合と同様の取り扱いとする。また、これに加えて、補助金の支払事務に際し 提出を求めることができる書類として、口座振替申込書が挙げられる。
- ・ 設置補助の申請内容の審査及び調査等に際し、設置される灯具のワット数の確認を行うものとする。
- ・ 電気料補助の申請内容の審査及び調査等に際し、必要に応じて設置補助の申請や前年度の電 気料申請等を用いるなどし、新規設置、取替え及び廃止LED灯の確認を行うものとする。
- ・ 自治会等の負担を軽減するため、設置場所・防犯灯等の種別・工事完了日・施工業者名が明 記されている領収書の写しをもって、設置完了証明書に代えることができる。
- ・ 実績報告の内容の確認及び補助金の支払事務等に際し、要綱に列挙する書類だけでは判断ができない場合、市長は自治会等に追加で書類の提出を求めることができる。具体的には、口座振替申込書が考えられるが、自治会等の負担を考慮し、追加での書類提出は必要最低限に留めなくてはならない。